

京都市消防団員講習日額旅費支給規則を廃止する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第107号

京都市消防団員講習日額旅費支給規則を廃止する規則

京都市消防団員講習日額旅費支給規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際講習日額旅費の支給を受けていない消防団員に係る講習日額旅費の支給については、この規則による廃止前の京都市消防団員講習日額旅費支給規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(消防局総務部消防団課)